

平成29年度

計 算 書 類

平成29年 4月 1日

平成30年 3月31日

法人名 大輪福社会

貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	38,445,893	32,167,867	6,278,026	流 動 負 債	19,677,371	11,502,765	8,174,606
現 金 預 金	30,837,527	28,501,807	2,335,720	事 業 未 払 金	1,038,463	1,068,709	△30,246
小 口 現 金	34,630	8,124	26,506	未 払 費 用	13,719,830	5,921,843	7,797,987
普通預金(若松)	30,800,697	28,493,683	2,307,014	預 り 金	3,673	3,367	306
現金(利用料)	2,200	0	2,200	職 員 預 り 金	602,666	969,892	△367,226
事 業 未 収 金	4,966,425	1,839,600	3,126,825	源 泉 所 得 税	0	121,380	△121,380
未 収 金	1,485	0	1,485	住 民 税	0	8,900	△8,900
未 収 補 助 金	2,463,000	1,710,000	753,000	社 会 保 険 料	602,666	829,612	△226,946
前 払 費 用	106,356	45,360	60,996	財 形 貯 蓄	0	10,000	△10,000
1年以内長期前払費用	71,100	71,100	0	賞 与 引 当 金	4,312,739	3,538,954	773,785
固 定 資 産	109,220,683	111,978,559	△2,757,876	正 職 員	3,757,776	3,080,953	676,823
基 本 財 産	37,605,010	39,949,743	△2,344,733	法 定 福 利 費	554,963	458,001	96,962
建 物	37,605,010	39,949,743	△2,344,733	負 債 の 部 合 計	19,677,371	11,502,765	8,174,606
そ の 他 の 固 定 資 産	71,615,673	72,028,816	△413,143	純 資 産 の 部			
建 物	1	1	0	基 本 金	12,589,000	12,589,000	0
構 築 物	313,212	447,607	△134,395	基 本 金	12,589,000	12,589,000	0
器 具 及 び 備 品	205,357	413,005	△207,648	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	8,221,490	8,936,088	△714,598
権 利	85,253	85,253	0	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	8,221,490	8,936,088	△714,598
人 件 費 積 立 資 産	4,000,000	4,000,000	0	そ の 他 の 積 立 金	71,000,000	71,000,000	0
修 繕 積 立 資 産	2,000,000	2,000,000	0	人 件 費 積 立 金	4,000,000	4,000,000	0
備 品 等 購 入 積 立 資 産	7,000,000	7,000,000	0	修 繕 積 立 金	2,000,000	2,000,000	0
保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 資 産	58,000,000	58,000,000	0	備 品 等 購 入 積 立 金	7,000,000	7,000,000	0
長 期 前 払 費 用	11,850	82,950	△71,100	保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	58,000,000	58,000,000	0
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	36,178,715	40,118,573	△3,939,858
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	36,178,715	40,118,573	△3,939,858
				純 資 産 の 部 合 計	127,989,205	132,643,661	△4,654,456
資 産 の 部 合 計	147,666,576	144,146,426	3,520,150	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	147,666,576	144,146,426	3,520,150

計算書類に対する注記

(大輪福社会)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）によっている。
- ・満期保有目的の債券以外の有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格に基づく時価法によっている。
時価のないもの：総平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 ー 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は省略している。
- (3) 当法人では拠点区分が1拠点のため、拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は省略している。
- (4) 拠点区分計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

大輪福祉会拠点区分（社会福祉事業）

本部サービス区分

若松保育園サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	39,949,743	0	2,344,733	37,605,010
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	40,949,743	0	2,344,733	38,605,010

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	100,464,000	62,858,990	37,605,010
建物	800,000	799,999	1
構築物	4,174,000	3,860,788	313,212
器具及び備品	18,133,955	17,928,598	205,357
ソフトウェア	1,417,500	1,417,500	0
合 計	124,989,455	86,865,875	38,123,580

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

支払資金たる前払費用と支払資金から除かれる前払費用とが混在することになるため、計算書類の明瞭表示観点から、「1年以内長期前払費用」を追加して表示している。

法人単位資金収支計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	108,228,000	108,363,000	△135,000
		経常経費寄附金収入	180,000	174,492	5,508
		受取利息配当金収入	2,000	1,263	737
		その他の収入	1,178,000	1,206,000	△28,000
		事業活動収入計(1)	109,588,000	109,744,755	△156,755
	支出	人件費支出	89,410,000	89,200,779	209,221
		事業費支出	15,163,000	15,113,115	49,885
		事務費支出	6,963,000	6,844,643	118,357
事業活動支出計(2)		111,536,000	111,158,537	377,463	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△1,948,000	△1,413,782	△534,218	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出				
施設整備等支出計(5)		0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入				
		その他の活動による収入計(7)	0	0	0
	支出				
		その他の活動支出計(8)	0	0	0
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	0	0	
予備費支出(10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△1,948,000	△1,413,782	△534,218	
前期末支払資金残高(12)		1,948,000	30,428,671	△28,480,671	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	29,014,889	△29,014,889	

法人単位事業活動計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	108,363,000	106,174,560	2,188,440
		経常経費寄附金収益	174,492	174,492	0
		サービス活動収益計(1)	108,537,492	106,349,052	2,188,440
	費用	人件費	89,974,564	89,893,458	81,106
		事業費	15,184,215	15,380,557	△196,342
		事務費	6,844,643	6,063,178	781,465
		減価償却費	2,686,775	2,715,286	△28,511
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△714,598	△714,598	0
		サービス活動費用計(2)	113,975,599	113,337,881	637,718
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△5,438,107	△6,988,829	1,550,722
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	1,263	1,907	△644
		その他のサービス活動外収益	1,206,000	1,442,000	△236,000
		サービス活動外収益計(4)	1,207,263	1,443,907	△236,644
	費用				
		サービス活動外費用計(5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,207,263	1,443,907	△236,644	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△4,230,844	△5,544,922	1,314,078	
特別増減の部	収益	特別収益計(8)	0	0	0
	費用	固定資産売却損・処分損	1	0	1
		特別費用計(9)	1	0	1
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	△1	0	△1
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△4,230,845	△5,544,922	1,314,077	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	44,441,288	45,986,210	△1,544,922
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	40,210,443	40,441,288	△230,845
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	4,000,000	△4,000,000
		その他の積立金積立額(16)	0	0	0
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	40,210,443	44,441,288	△4,230,845

法人単位貸借対照表

平成30年 3月31日現在

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	44,470,621	38,483,582	5,987,039	流 動 負 債	19,697,371	11,522,765	8,174,606
現 金 預 金	36,862,255	34,817,522	2,044,733	事 業 未 払 金	1,038,463	1,068,709	△30,246
事 業 未 収 金	4,966,425	1,839,600	3,126,825	未 払 費 用	13,739,830	5,941,843	7,797,987
未 収 金	1,485	0	1,485	預 り 金	3,673	3,367	306
未 収 補 助 金	2,463,000	1,710,000	753,000	職 員 預 り 金	602,666	969,892	△367,226
前 払 費 用	106,356	45,360	60,996	賞 与 引 当 金	4,312,739	3,538,954	773,785
1年以内長期前払費用	71,100	71,100	0	負 債 の 部 合 計	19,697,371	11,522,765	8,174,606
固 定 資 産	110,220,683	112,978,559	△2,757,876	純 資 産 の 部			
基 本 財 産	38,605,010	40,949,743	△2,344,733				
建 物	37,605,010	39,949,743	△2,344,733	基 本 金	15,562,000	15,562,000	0
定 期 預 金	1,000,000	1,000,000	0	基 本 金	15,562,000	15,562,000	0
そ の 他 の 固 定 資 産	71,615,673	72,028,816	△413,143	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	8,221,490	8,936,088	△714,598
建 構 物	1	1	0	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	8,221,490	8,936,088	△714,598
構 築 物	313,212	447,607	△134,395	そ の 他 の 積 立 金	71,000,000	71,000,000	0
器 具 及 び 備 品	205,357	413,005	△207,648	人 件 費 積 立 金	4,000,000	4,000,000	0
権 利	85,253	85,253	0	修 繕 積 立 金	2,000,000	2,000,000	0
人 件 費 積 立 資 産	4,000,000	4,000,000	0	備 品 等 購 入 積 立 金	7,000,000	7,000,000	0
修 繕 積 立 資 産	2,000,000	2,000,000	0	保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	58,000,000	58,000,000	0
備 品 等 購 入 積 立 資 産	7,000,000	7,000,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,210,443	44,441,288	△4,230,845
保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 資 産	58,000,000	58,000,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,210,443	44,441,288	△4,230,845
長 期 前 払 費 用	11,850	82,950	△71,100	（うち当期活動増減差額）	△4,230,845	△5,544,922	1,314,077
				純 資 産 の 部 合 計	134,993,933	139,939,376	△4,945,443
資 産 の 部 合 計	154,691,304	151,462,141	3,229,163	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	154,691,304	151,462,141	3,229,163

社会福祉法人 大輪福社会 役員名簿

(平成30年9月現在)

役員名	氏名	生年月日	年齢	住所	職業	就任年月日(任期)	代表権
理事長	喜納 節子	昭和7年3月10日	86	〒904-2173 沖縄市比屋根4-31-45		平成29年4月1日	有
理事	金城 百合子	昭和24年8月15日	68	〒904-2223 うるま市字具志川2065-2	百合が丘保育園園長	平成29年4月1日	無
理事	福原 啓子	昭和33年8月25日	60	〒904-0021 沖縄市胡屋3-1-9 2F	ART CLUB DARTU	平成29年4月1日	無
理事	仲宗根 幸隆	昭和33年5月21日	60	〒904-2174 沖縄市与儀1-2-1	ゆいの郷施設長	平成29年4月1日	無
理事	儀保 盛人	昭和49年9月11日	43	〒904-2162 沖縄市海邦2-20-35	みちしお保育園園長	平成29年4月1日	無

	氏名	生年月日	年齢	住所	職業	就任年月日(任期)	代表権
監事	金城 節子	昭和11年5月10日	82	〒904-0031 沖縄市字上地1-13-27	家裁調停員	平成29年4月1日	無
監事	久高 ケイ子	昭和23年2月6日	70	〒904-1301 宜野座村松田611-7	松田保育園園長	平成29年4月1日	無

	氏名	生年月日	年齢	住所	職業	就任年月日(任期)	代表権
第三者 委員	浅田 均	昭和21年9月17日	71	〒901-2305 北中城字比嘉596-13	税理士	平成30年4月1日	無
	久高 ケイ子	昭和23年2月6日	70	〒904-1301 宜野座村松田611-7	松田保育園園長	平成29年4月1日	無

社会福祉法人 大輪福社会 役員名簿

(平成30年度現在)

役員名	氏名	生年月日	年齢	住所	職業	就任年月日(任期)	代表権
評議員	普久原 誠	昭和47年9月9日	46	〒904-2162 沖縄市海邦1-18-12メゾン泉4-A	NPO法人グランドスケープ沖縄	平成30年6月5日(終結)	無
評議員	屋富祖正信	昭和24年9月18日	69	〒904-2174 沖縄市与儀208-5	信和商会	平成30年6月5日(終結)	無
評議員	喜屋武律枝	昭和26年7月11日	67	〒904-2174 沖縄市与儀1-36-1		平成30年6月5日(終結)	無
評議員	宮城 貴志	昭和54年6月4日	39	〒904-2174 沖縄市与儀1-7-1 2F	民生委員	平成30年6月5日(終結)	無
評議員	城間 優次	昭和59年11月23日	34	〒904-2174 沖縄市与儀1-19-25	デイサービス寿の館	平成30年6月5日(終結)	無
評議員	新田 幸恵	昭和33年11月26日	60	〒904-2163 沖縄市大里1-6-4	ファミリーサポート員	平成30年6月5日(終結)	無
評議員	具志堅 晃	昭和47年12月2日	46	〒904-2165 沖縄市宮里412-1コーポ愛卵土302	株式会社トップライン	平成30年6月5日(終結)	無

社会福祉法人 大輪福祉会

役員の費用弁償及び役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、大輪福祉会役員に対する費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、若松保育園旅費規程に準ずる。

(役員報酬)

第3条 役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき、8,000円を支給する。

3 第三者委員が理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

4 評議員が評議会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

5 理事長が法人内部の決裁をするため法人事務所に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

附 則

この規程は平成30年6月20日から施行する。

同時に旧規則は廃止する。

社会福祉法人大輪福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

保育所 若松保育園の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大輪福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ公正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県沖縄市比屋根4丁目31番40号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての最速は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成する事を要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、一人当たり各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することが出来る。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として会計年度終了後3か月以内に毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催される。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが出来る。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務の執行に参画する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することが出来る。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、すべての理事をもって構成する

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1,000,000円

- (2) 沖縄県沖縄市比屋根4丁目994番地、993番地1所在の若松保育園園舎
木・鉄筋コンクリートブロック造スレート葺・陸屋根平家建1棟(579.68㎡)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、沖縄市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第31条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

- 第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、毎会計年度開始前に、理事長において作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の書類については、事務局に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
(6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

- 第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 解散及び合併

(解散)

- 第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、沖縄市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、沖縄市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人大輪福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	喜納	節子
理事	比嘉	繁三郎
	〃	大山 光
	〃	友寄 景安
	〃	仲栄真 スミ子
	〃	比嘉 盛義
監事	吉田	正義
	〃	金城 節子

この定款は、昭和54年4月1日から施行する。

この定款の改正は平成6年3月25日から改定施行する。

この定款の改正は平成10年6月8日から改定施行する。

この定款の改正は平成12年12月1日から改定施行する。

この定款の改正は平成16年6月10日から改定施行する。

この定款の改正は平成18年11月27日から改定施行する。

この定款の改正は平成25年7月1日から改定施行する。

この定款の改正は平成29年4月1日から改定施行する。

この定款の改正は平成30年11月26日から改定施行する。